

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編
鋼船規則検査要領 CS 編

2012 年 第 1 回 一部改正
2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号／達 第 38 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艀装

改正その 1

8 章 片持梁構造

8.1 片持梁

8.1.1 を次のように改める。

8.1.1 構造及び寸法

片持梁は、次の(1)から(67)の規定による。
(省略)

(7) 下層甲板の倉口蓋を支持する片持梁にあっては、次の(a)及び(b)の規定による。

- (a) ウェブと倉口側部の甲板縦桁との取り付け部におけるすみ肉溶接の脚長は、 $F1$ としなければならない。
- (b) 座屈防止のためにウェブに防撓材を設ける場合、防撓材の端部は、ウェブと下層甲板の倉口蓋支持部材との取り付け部に応力集中が生じないように配置されなければならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2012 年 12 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

22 章 内張板、セメント及びペイント工事

22.4 ペイント工事

22.4.2 を次のように改める。

22.4.2 海水バラストタンク

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン 500 トン以上の船舶であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（ただし、限定近海船を除く）の海水バラストタンクの塗装については、IMO “*PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS*”（海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準／IMO 決議 MSC.215(82)、以後の改正を含む。）の要件を満足しなければならない。

22.4.3 として次の 1 条を加える。

22.4.3 貨物油タンクの防食措置

載貨重量 5,000 トン以上の原油タンカーのすべての貨物油タンクには、次の(1)又は(2)のいずれかによる防食措置を施さなければならない。

- (1) IMO “PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR CARGO OIL TANKS OF CRUDE OIL TANKERS”（貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準／IMO 決議 MSC.288(87)、以後の改正を含む。）の要件に従った塗装
- (2) IMO “PERFORMANCE STANDARD FOR ALTERNATIVE MEANS OF CORROSION PROTECTION FOR CARGO OIL TANKS OF CRUDE OIL TANKERS”（代替防食方法の性能基準／IMO 決議 MSC.289(87)、以後の改正を含む。）の要件に従った代替手段

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2013 年 1 月 1 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2013 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2013 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2016 年 1 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶

鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艀装

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艀装

付録 1 検査要領 C 編の準用

表 CS 中及び表 CS ‘注’ 中, 「[注 30]」から「[注 33]」をそれぞれ「[注 31]」から「[注 34]」に改める。

表 CS 中,

「

22.4.2	C25.2.2
--------	---------

」

の下に

「

22.4.3	C25.2.3[注 30]
--------	---------------

」

を加える。

表 CS ‘注’ に[注 30]として次の 1 文を加える。

[注 30] C25.2.3 中, 規則 C 編 25.2.3 は規則 CS 編 22.4.3 と読替える。

附 則

1. この達は、2013 年 1 月 1 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2013 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2013 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2016 年 1 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶